

縄文遺跡群世界遺産専門家委員会の設置に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、縄文遺跡群世界遺産本部の設置に関する要綱第7条の規定に基づき、縄文遺跡群世界遺産専門家委員会（以下「専門家委員会」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 専門家委員会は、次の事項をつかさどる。

- (1) 資産の保存活用に関する専門的な事項について調査検討し、縄文遺跡群世界遺産協議会に意見を述べること。
- (2) その他、縄文遺跡群世界遺産協議会長の求めに応じて、資産の保存・活用に関する専門的な事項について、意見を述べること。

(組織)

第3条 専門家委員会は、委員10人以内で組織する。

(委員の委嘱)

第4条 委員は、学識経験のある者のうちから、縄文遺跡群世界遺産本部長（以下「本部長」という。）が委嘱する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第6条 専門家委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、本部長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、専門家委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 専門家委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要に応じて、特定の事項に関係する一部の委員による専門家委員会を招集することができる。
- 3 委員長は、必要に応じて関係者に専門家委員会への出席を求め、意見を聴くことができる。
- 4 委員長は、専門家委員会を会合して開催できないときは、書面あるいは個別の聴取に代えることができる。

(事務局)

第8条 専門家委員会の事務は、縄文遺跡群世界遺産事務局において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、専門家委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年12月20日から施行する。

令和4年4月1日一部改正